

選挙に関するQ&A 引越し(住所変更)した場合はどうなるの？

問．最近引っ越ししたのだけど・・・選挙は？



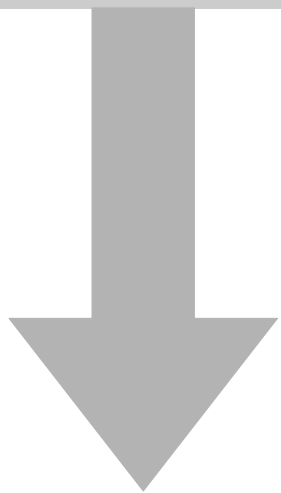
答．引っ越ししてすぐは、投票できる選挙と
投票できない選挙があります

泉南市で投票ができるのは、満 18 歳以上で、泉南市の選挙人名簿に登録されている方です。選挙人名簿は、満 18 歳以上で、泉南市に3ヶ月以上住民票がある方が登録されます。引っ越ししたばかりの方は、登録がないため投票できない場合があります。

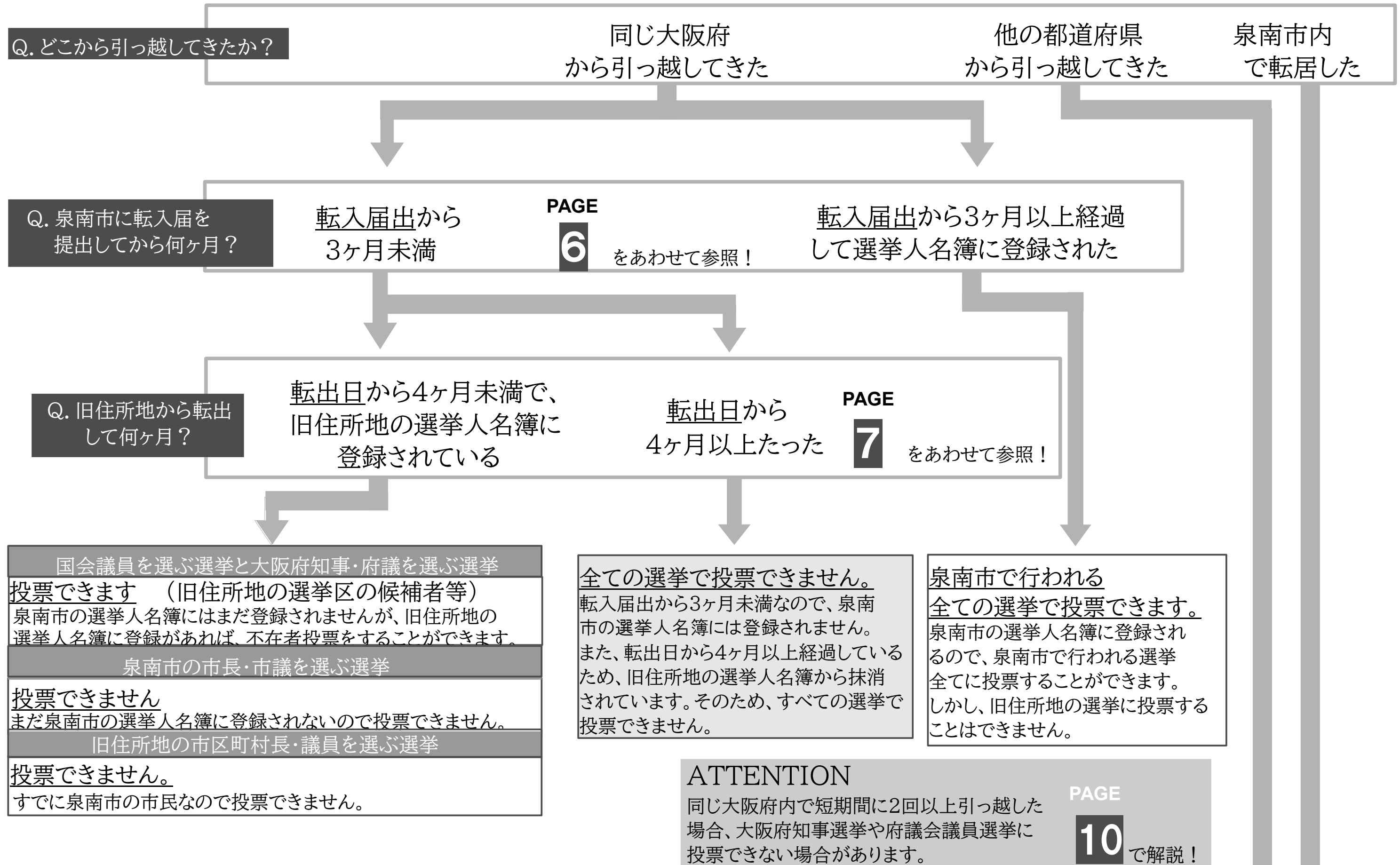
選挙人名簿って何？

選挙人名簿は、投票に来た人が本当に投票することができる選挙人であるかどうかを確認するために、事前に選挙権がある人だけをあらかじめ登録した台帳です。選挙人名簿は市区町村ごとに作られ、その登録は各市区町村の選挙管理委員会が行います。

泉南市に転入された方は PAGE **2** へ。 泉南市から転出された方は PAGE **5** へ。



泉南市に転入された方について



Q. 泉南市に転入届を
提出してから何ヶ月？

転入届出 から
3ヶ月未満

PAGE

6

をあわせて参照！

転入届出から3ヶ月以上経過
して選挙人名簿に登録された

Q. 旧住所地から転出
して何ヶ月？

転出日から4ヶ月未満で、
旧住所地の選挙人名簿に
登録されている

転出日から
4ヶ月以上たった

PAGE

7

をあわせて参照！

国会議員を選ぶ選挙

投票できます（旧住所地の選挙区の候補者等）

泉南市の選挙人名簿にはまだ登録されませんが、旧住所地の選挙人名簿に登録があれば、不在者投票をすることができます。

大阪府知事・府議を選ぶ選挙

投票できません

まだ泉南市の選挙人名簿に登録されないので投票できません。

泉南市の市長・市議を選ぶ選挙

投票できません

まだ泉南市の選挙人名簿に登録されないので投票できません。

旧住所地の知事・都道府県議・市区長村長・議員を選ぶ選挙

投票できません

すでに大阪府民、泉南市民なので投票できません。

全ての選挙で投票できません。

転入届出から3ヶ月未満なので、泉南市の選挙人名簿には登録されません。また、転出日から4ヶ月以上経過しているため、旧住所地の選挙人名簿から抹消されています。そのため、すべての選挙で投票できません。

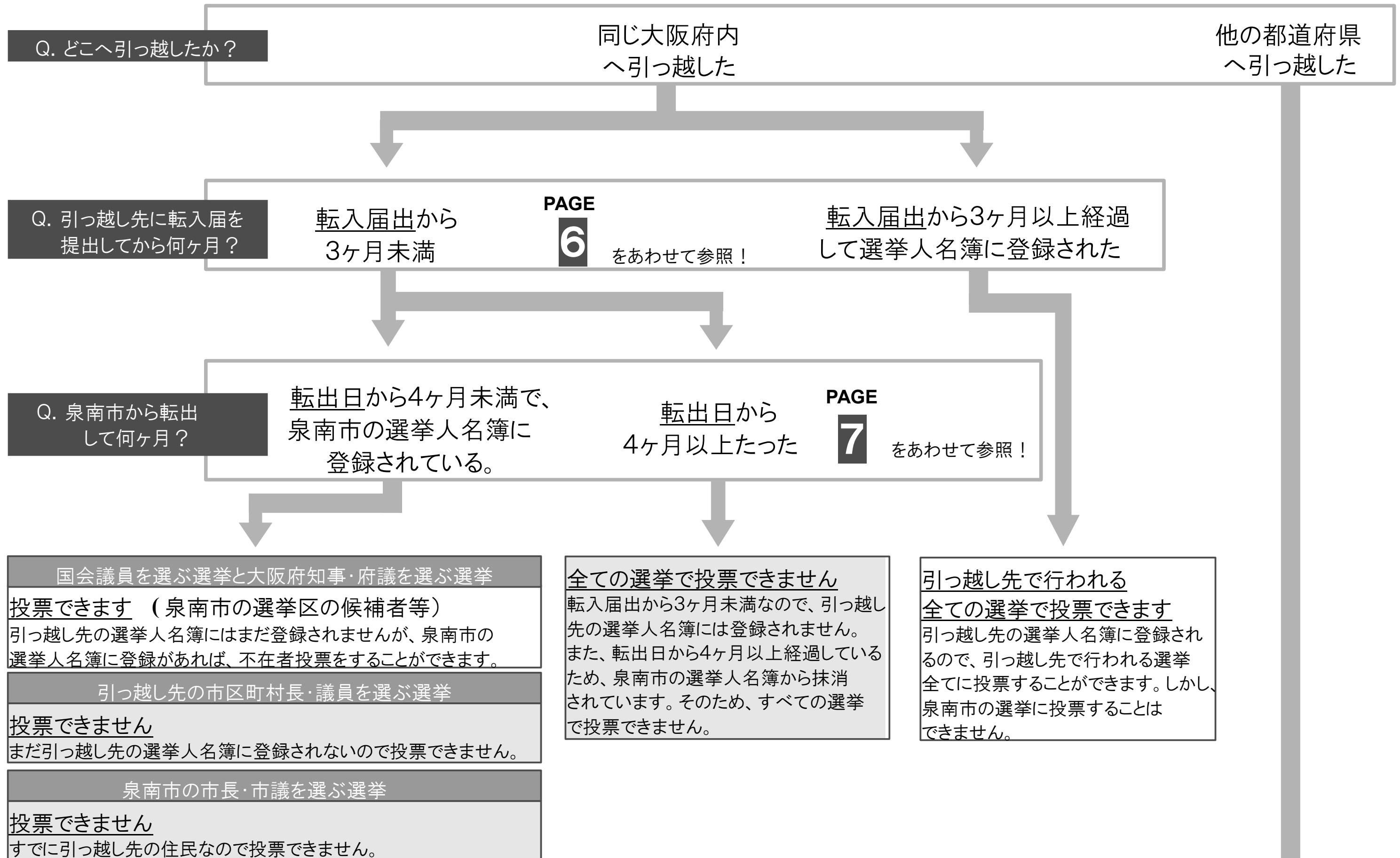
泉南市で行われる

全ての選挙で投票できます。

泉南市の選挙人名簿に登録されるので、泉南市で行われる選挙全てに投票することができます。しかし、旧住所地の選挙に投票することはできません。

泉南市の選挙人名簿に登録があれば、引っ越し前と同様、泉南市で行われるすべての選挙で投票できます。ただし投票区（投票する場所）変わる可能性があります。市役所市民課で、必ず転居の届出を行ってください。

泉南市から転出された方について



Q. 引っ越し先に転入届を提出してから何ヶ月？

転入届出から
3ヶ月未満

PAGE

6

をあわせて参照！

転入届出から3ヶ月以上経過
して選挙人名簿に登録された

Q. 泉南市から転出して何ヶ月？

転出日から4ヶ月未満で、
泉南市の選挙人名簿
に登録されている

転出日から
4ヶ月以上たった

PAGE

7

をあわせて参照！

国会議員を選ぶ選挙

投票できます

引っ越し先の選挙人名簿にはまだ登録されませんが、泉南市の選挙人名簿に登録があれば、不在者投票をすることができます。

大阪府知事・府議を選ぶ選挙

投票できません

すでに引っ越し先の都道府県民なので投票できません。

泉南市の市長・市議を選ぶ選挙

投票できません

すでに引っ越し先の市区町村民なので投票できません。

泉南市の市長・市議を選ぶ選挙

投票できません

まだ引っ越し先の選挙人名簿に登録されないので投票できません。

全ての選挙で投票できません。

転入届出から3ヶ月未満なので、引っ越し先の選挙人名簿には登録されません。また、転出日から4ヶ月以上経過しているため、泉南市の選挙人名簿から抹消されています。そのため、すべての選挙で投票できません。

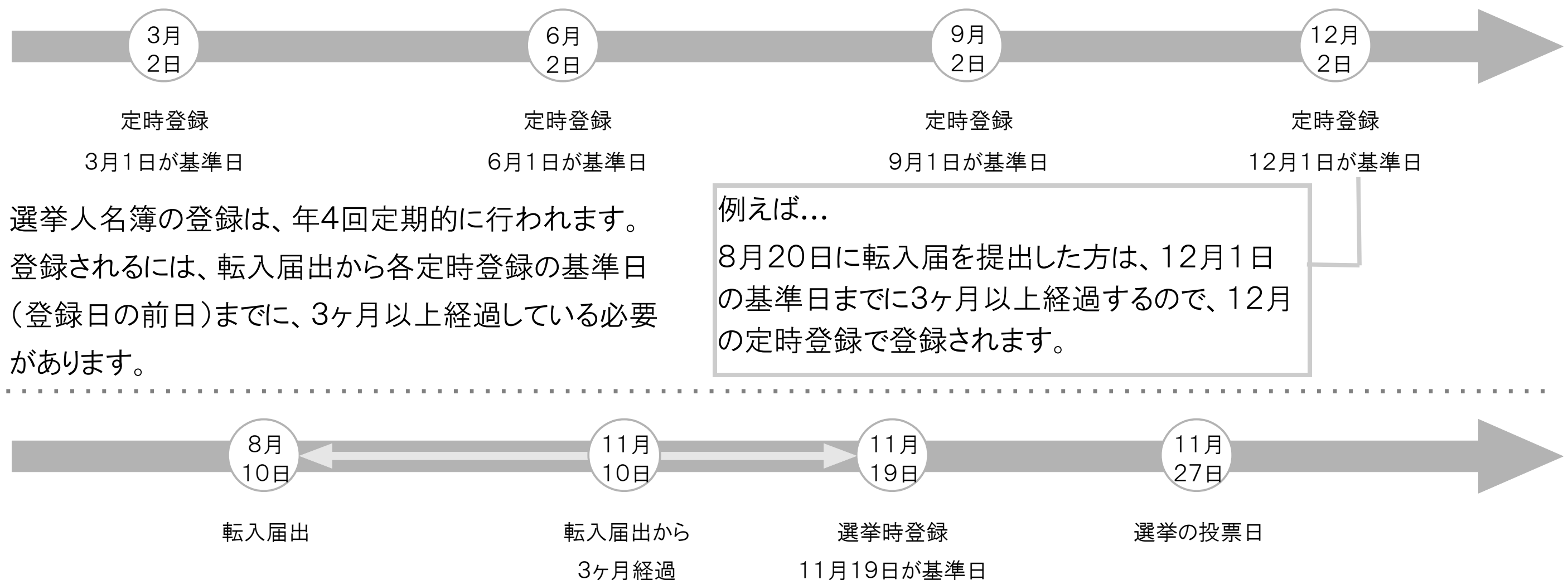
引っ越し先で行われる

全ての選挙で投票できます。

引っ越し先の選挙人名簿に登録されるので、引っ越し先で行われる選挙全てに投票することができます。しかし、泉南市の選挙に投票することはできません。

転入届出から3ヶ月…について

「3ヶ月」の期間の数え方は、転入届出から、選挙人名簿の登録の基準日までに3ヶ月以上経過しているかどうか…です。



選挙がある場合には、選挙の投票日の公示・告示の前日を基準日として、選挙人名簿の登録が行われます。

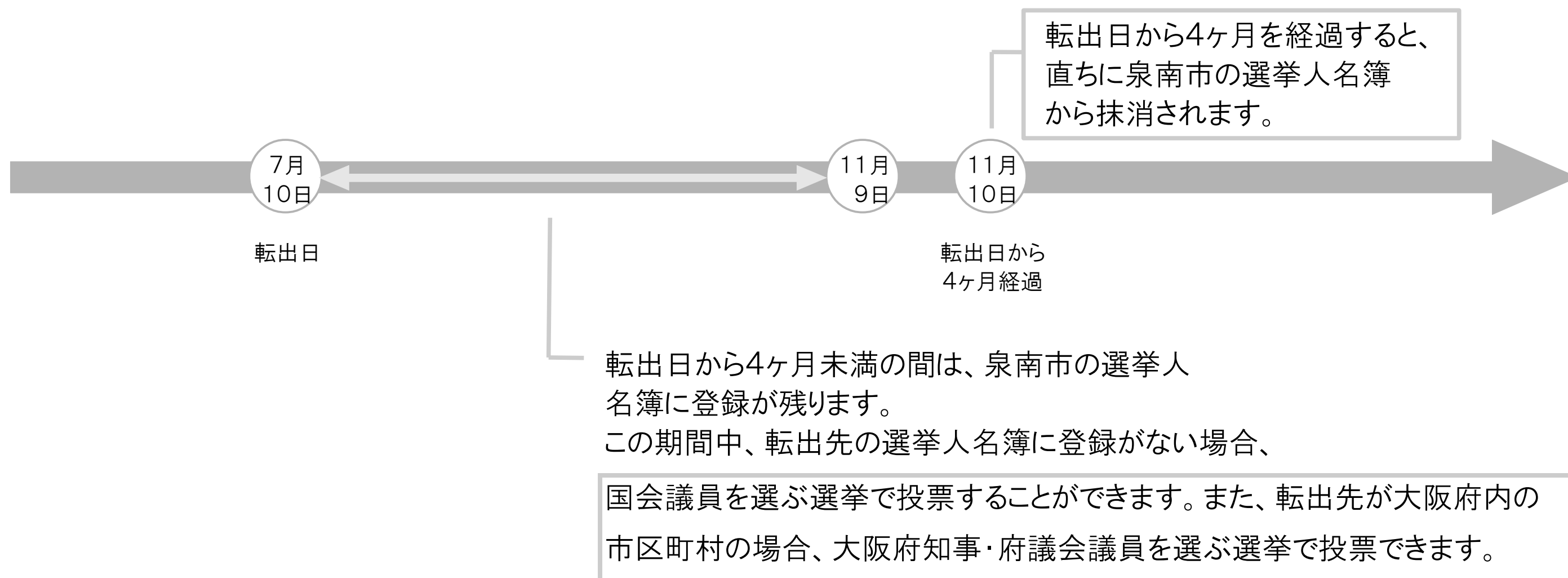
例えば...

8月10に転入届出をした人は、11月19日の選挙時登録の基準日の時点で3ヶ月以上経過しているので、登録されます。

転出日から4ヶ月…について

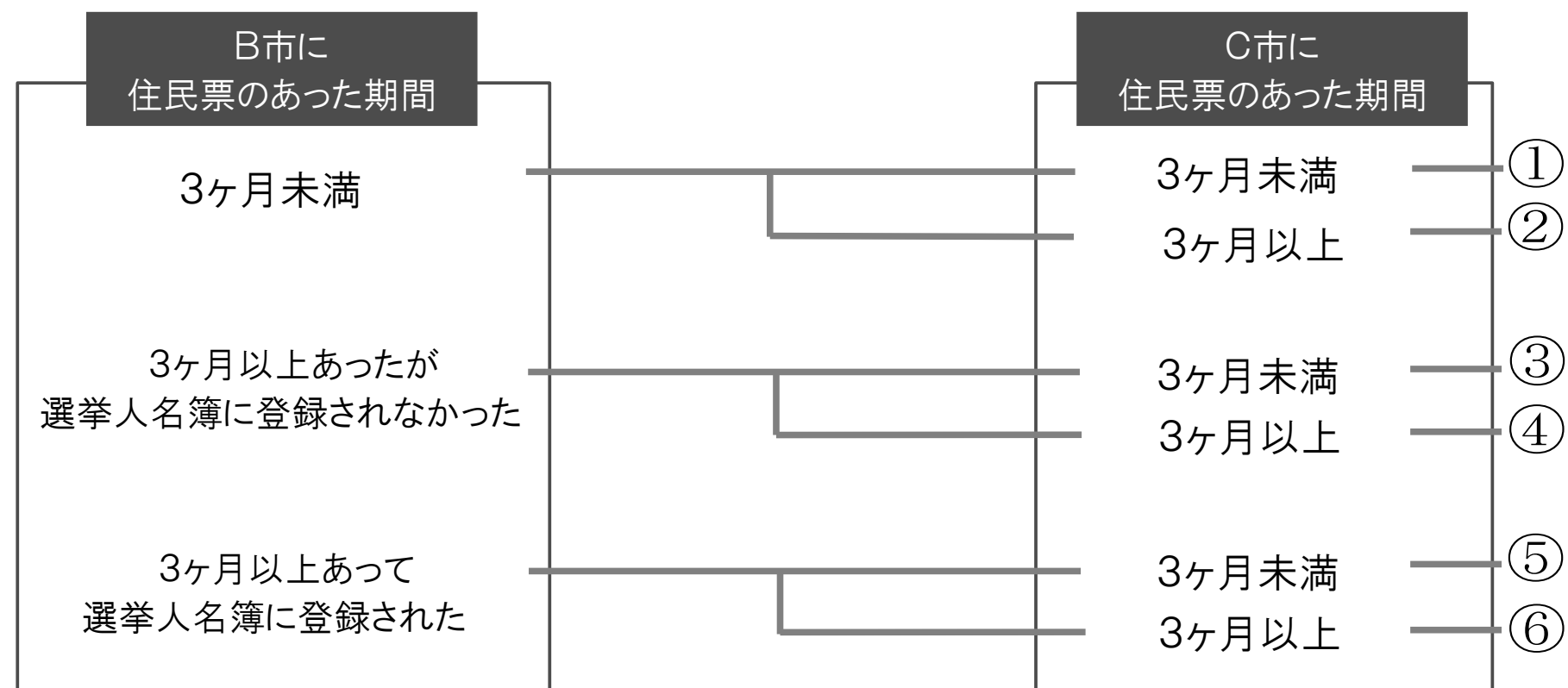
「4ヶ月」の期間は、転出日(転出届に記入した転出予定日)を起点とします。

泉南市から他の市区町村に転出した方は、転出日から4ヶ月未満の間、転出先の選挙人名簿に登録がない場合は、泉南市で投票することができます。ただし、4ヶ月未満であっても、転出先の選挙人名簿に登録がある場合には、泉南市で投票することはできません。転出日から4ヶ月以上経過すると、直ちに選挙人名簿から抹消されます。





A市の選挙人名簿に登録された後、B市に転出、さらにC市に転出後、C市で大阪府の知事・府会議員の選挙があった場合



次のページへ ↓

2回以上引っ越した後の府知事・府議会議員選挙

- ①の場合……A市の転出日から4ヶ月未満であればA市で投票できますが、4ヶ月を過ぎている場合はA市では投票できません。B市・C市においても、住民票があった期間が3ヶ月未満なので、投票できません。
- ②の場合……投票できます。C市に住民票があった期間が3ヶ月以上なので、C市の選挙人名簿に登録されます。
- ③の場合……A市の転出日から4ヶ月未満であればA市で投票できますが、4ヶ月を過ぎている場合はA市では投票できません。B市・C市においても、選挙人名簿に登録されないので、投票できません。
- ④の場合……投票できます。C市に住民票があった期間が3ヶ月以上なので、C市の選挙人名簿に登録されます。
- ⑤の場合……B市からC市への転出日から4ヶ月未満であれば、B市で投票できます。（B市に住民票があった期間が3ヶ月以上で、B市の選挙人名簿に登録されているため。） ですが、B市からC市への転出日から4ヶ月以上の場合には、B・C両市の選挙人名簿に登録されないので、投票できません。
- ⑥の場合……投票できます。C市に住民票があった期間が3ヶ月以上なので、C市の選挙人名簿に登録されます。